

令和3年度 1月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月5日(水) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 5人

議席番号	委員氏名	出席	議席番号	委員氏名	出席
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	欠席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	出席	17番	寺田 宏澄	欠席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	欠席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (9件)

議案第1号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分(12件)

議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
委員会認定分(2件)

議案第3号 農地の賃借料情報について(令和3年分) 委員会決定分

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

総会の前に令和4年の年頭にあたりまして、みやき町〇〇副町長より年頭の挨拶をお願ひしたいと思います。

〇〇副町長

年頭の挨拶

事務局

それでは、令和4年1月の農業委員会総会を開催いたしたいと思ひます。

現在の出席委員さんは18名、連絡があつている欠席委員さんは3名、連絡を取つている委員さん3名で「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。連絡があつている欠席委員さんは〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんで、連絡を取つている委員さんが〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんとなっております。

会長よりお願ひします。

会 長

改めまして、新年おめでとうございます。

昨年は農業委員活動たいへんご苦勞様でした。お陰様で1年間無事に終わることが出来ました。しかし、先ほど〇〇副町長の御挨拶のなかにもありましたように、コロナ、コロナで1年が暮れました。米の値段も安く、乳製品については過剰期と、年末にはいろいろ騒がれていました。また、生産資材では特に肥料、燃料は相当値上がりをし、おそらく高値止まりで推移するだろうと情報がはいつております。生産農家におきましては、特に施設園芸でトマトハウス農家が相当減っています。今後も高齢化、あるいは資材の高騰などで、更に生産農家が減っていくのではと、心配しております。しかし、明るいニュースもありました。特にアメリカで大活躍した大谷翔平選手、あるいは夏のオリンピックでのメダルラッシュ、将棋界においては藤井翔太棋士の4冠達成、2月には5冠を目指すという明るいニュースもありますので、どうかこのような明るいニュースを活かしながらコロナ禍での生活をして行かなければならないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。また、今後のみやき町の農業委員会の中でもいろいろな課題があります。特に遊休農地の利用調査、農業者年金の加入者推進活動、農業委員会の研修会と今月の中旬に予定されています。そして、農業者等との意見交換会と行事計画をいろいろと予定しておりますので、お忙しいと思ひますが、多数参加をよろしくお願ひいたします。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第3号 農地の賃借料情報について（令和3年分）
その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 9 件 面積 32,912 m²

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 12 件 所有権移転 0 件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第1号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第1号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月24日に事務局2名、会長、〇〇委員、私の5名で現地確認を行いました。事務局の説明どおり、山林化している所もありますが、いくらか周りに耕作されてあるところも見受けられる、非常に判断に難しい一帯です。耕作されてある畑は、15年位前に石井地区自体で重機を使って野菜を作ろうと開発されたもので、それにもれた場所が山林化したものですが、以前から茂っていた場所でもあります。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び確認委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

手前はトラクターを使ってきれいに耕作されるような感じの土地ですが、他の⑤⑥⑦番の山林化している所と同じような判断になるのでしょうか。下の所は木が生えて無理だと思えますが⑩番の手前などは、区切ってでも出来ないだろうかと思いました。

議 長

私も現地確認させて頂きましたが、航空写真で見ると平な土地に見えますが、楠、檜の木が生い茂り、これを伐採して根を取ってとなると、1本2本ならいざしらず一帯に点在しているなか、場所によっては大きな孟宗竹も密集しており、元に戻すことは一農業者では無理だと判断しました。

〇〇委員

お金をかけて開墾すれば出来るでしょうが、そこまでして地主さんがされるとは思えません。

事務局

〇〇委員さんよりご質問がありました。17ページの⑩番、③番の写真を見て、手前の方を畑や田として利用される状況ではないのかとご質問だと思いますが、次の白図を見ていただきますとお分かりいただけると思います。⑩番の手前は7879-1番地で田になっており、今回の非農地判断には挙げておりません。また、③番は279、280、281番地が奥に見える森林化した土地で、手前の239、282-3番地は現在、町外の法人で借受され野菜を作られている状況であり今回の非農地判断の対象には挙げておりません。また、その下④番においても手前の237-1、241、243番地等も現地確認のさい、きちんと耕作されてあるということを確認し、同じく今回の非農地判断の対象として挙げておりません。

議 長

17ページの真ん中あたりに見える緑の部分が白菜を植えてある所です。端の方が黒く見えますが、雑木が覆いかぶさり、日陰になっている状況です。白菜を作っている方は切りたいと思っておりますが、大木になり手がつけられない状況になっている土地でした。

〇〇委員

地主の方も大木となり、手もつけられず、何もしないで良いとする、意思表示だと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第2号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農

地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第2号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。
続きまして、議案第2号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月24日に前案件と同じ5名で現地確認をおこないました。
現地確認した際の第一印象は、すごい、手がつけられないと言うものでした。私にただでやるからと言われても、お断りするような状況の土地でした。農地としての維持はできないと思います。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

現地確認のさい19ページの④番のところに①番の地権者がおられましたのでお話をしました。ここ20年位①番の畑には、行ったことがなく、夏行けばマムシ、冬行けばイノシシがおり、畑として使える土地ではないと言われました。〇〇委員さん、〇〇委員さんと行きましたが、中原校区にもこれほどの所はないと言われました。私は白壁ですが本当にびっくりしました。私も定年となり写真⑩番付近に3反程ありますが、当時は水張したら7000円の交付金があり、転作田としてカウントされる状況でしたので集落営農が出来る頃にここを作れば4町程になったので耕作しておりました。その為か分かりませんが、15ページの表では多面的交付金が支給されるように〇印になっておりますし、中山間地の支払い交付金も〇印になっておりますが、ここはもう14、5年耕作しておりませんので、白壁区としては支払い対象にしておりませんので×印に修正をお願いします。以上のような状況で、昼行ってもイノシシがいる、夏はマムシ、日当たりはせず、雨が降れば両方が山になっているので、また上のゴルフ場の龍神池がオーバ

一フローし田一面に流れこみ、畔を何度も作り直しても流される、保有水田を掘ってもすぐ埋まってしまう状況で農地としては使用出来ない場所です。写真を見ながら判断して頂きたいと思います。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第2号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第2号2は提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、議案第3号農地の賃借料情報について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号について、議案書に基づき農地の賃借料情報の算定基礎の内容及び平均額、最高額、最低額の調整区分について説明。

議 長

事務局より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、令和3年分の賃借料情報について、平均額、最高、最低額をどの抽出区分にするかについて採決に行います。

「調整なし」の区分に賛成の方の挙手を求めます。

「50%調整」の区分に賛成の方の挙手を求めます。

「30%調整」の区分に賛成の方の挙手を求めます。

只今の採決により、令和3年分の賃借料情報については、(調整なし)の区分とすることで決定しました。

決定しました情報については、事務局から説明がありましたように2月号の広報誌、町のホームページ及び窓口での周知を行いますが、委員の皆さんにおかれましても、農業者の方からお尋ねがあった際には情報提供を行ってください。
続きまして、その他を事務局より説明をお願いします。

その他

1. 農業者年金加入促進活動について
2. 「農業者等との意見交換会」への参加について（依頼）
3. 令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領

議 長

2月の総会は、2月 4日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、2月 4日（金）実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査は1月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

また、今月は農業委員研修、意見交換会と行事が重なりますが、農業委員の大事な活動として、時間の都合をつけて是非参加してください。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで1月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会 会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番